

国民健康保険における国庫負担率の引き上げおよび
早急な制度の改革を求める意見書（案）

国民健康保険は、国民皆保険体制の基盤をなす制度であり、被用者保険に加入していない全ての人を対象とする医療保険制度である。

しかし国民健康保険料の値上げが続き、基金の繰り入れによって緩和されている亀岡市においてもこの２年で１４，０００円以上の値上げとなり、今後の市民生活を圧迫する懸念がある。

国は、全国知事会・全国市長会から、さらなる公費の投入を要望されているところであるが、同時に制度そのものの改善・改革を急がなければ国民健康保険制度そのものが崩壊しかねない。

安定した国民皆保険制度の運営が可能となるよう、国民健康保険への国庫負担率の引き上げと国民健康保険法第一条に定める目的である「社会保障および国民保険の向上に寄与する」ため、早急な制度の改革を強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和７年６月 日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		

亀岡市議会議長 小川 克己